

# 深谷市リサイクル活動推進奨励金のご案内

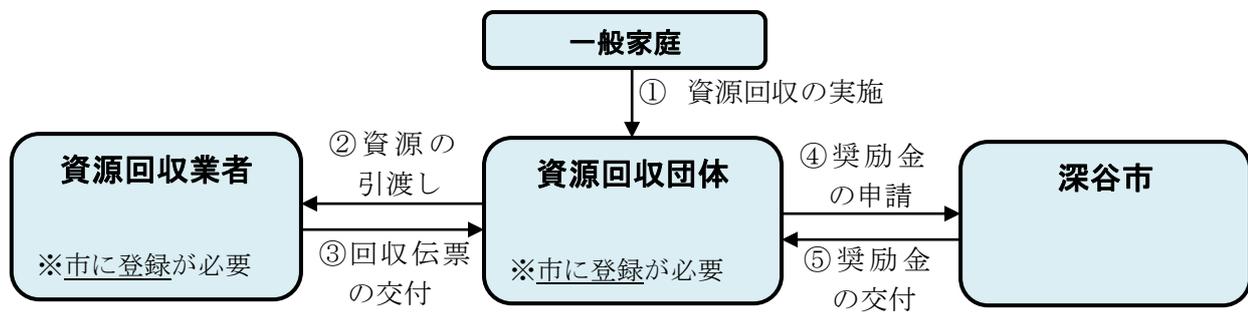
R4.9 版

## ■目的

深谷市では、資源の再利用の推進と廃棄物の減量化のために、資源の集団回収を行う団体に、回収量に応じて奨励金を交付します。

## ■必要な手続き

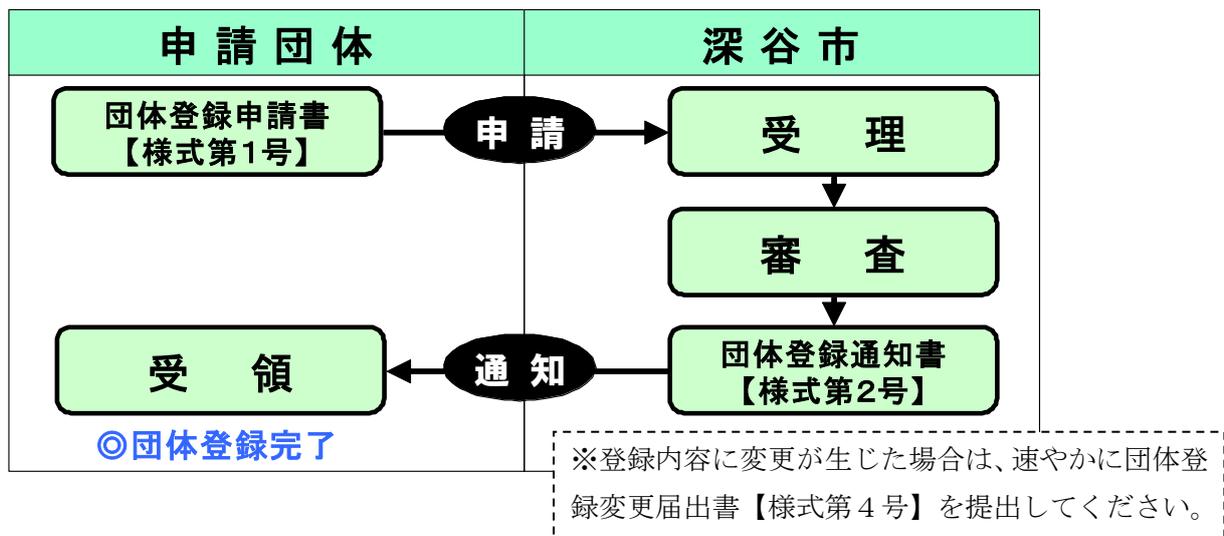
奨励金の申請前に「**(1)団体登録**」を行います。登録された団体は、「**(2)資源回収を実施**」し、市に登録された資源回収業者に資源を引き渡します。資源回収業者は回収量の記載された伝票を発行するので、奨励金の申請書に添付し、「**(3)奨励金の申請**」を行います。



※ 深谷市ホームページで登録資源回収業者の一覧表の最新版がご覧になれます。また、申請書等の様式のダウンロードもできますので、活用してください。

## (1)団体登録

団体登録申請書に必要事項を記入し、市環境衛生課（本庁舎2階）まで提出してください。



### <<登録の要件>>

- 1 市内にお住まいのかたによる団体
- 2 主に市内で活動している団体
- 3 営利を目的としていない団体

## (2)資源回収の実施

### 1 回収業者の選定

**市に登録されている回収業者を選定**し、事前に回収日、回収品目等を打ち合わせます。

注)市に登録されていない業者が回収した場合は、奨励金が交付されません。

### 2 回収品目について 注)店舗、会社、学校などから回収したものは奨励金の対象外です。

区分	該当するもの
紙類	新聞紙、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、雑がみ、シュレッダーごみ
布類	ぼろきれ など
ビン類 (右記のリターナブルビン)	一升ビン、ビールビン、醤油ビン、コーラビン、サイダービン、ジュースビン、4合ビン、スタイニービン
金属類	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶
プラスチック類	ペットボトル、ペットボトルキャップ

※回収後、業者から取引伝票(回収量、引渡し日が記載されているもの)を受領してください。

### 3 奨励金額について

**資源物1kgあたり 3円**

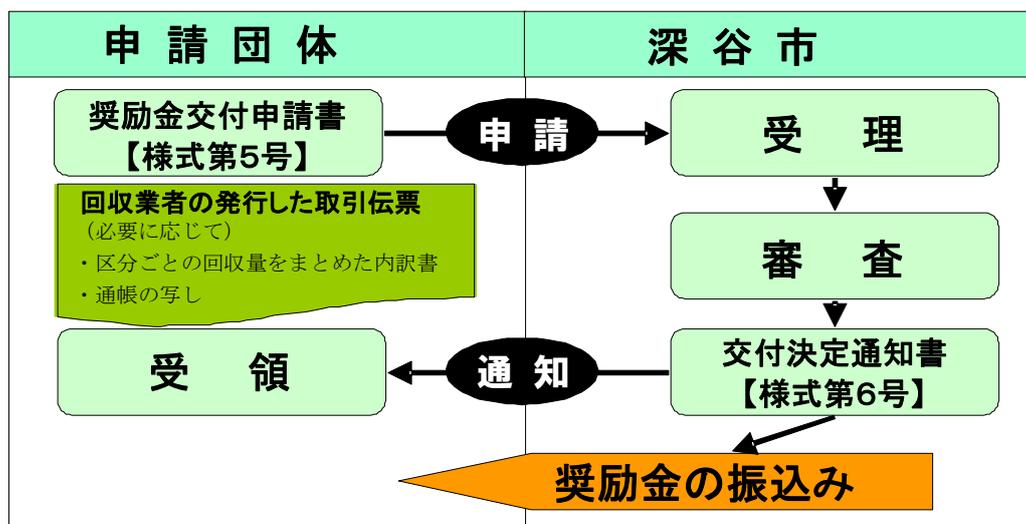
(伝票記載の各資源物の重量から算出し、1円未満の端数があるときは切り捨てます。)

## (3)奨励金の申請

資源回収の実施後、**奨励金交付申請書**に必要事項を記入し、回収業者からの**取引伝票(※)**を添付して奨励金の交付を申請します。**(引渡し日の属する年度に申請してください。)**

※可能な限り**伝票の原本**を添付してください。写しも可としますが、その場合にも申請時に原本を窓口を持参いただき、写しと原本が同一内容であることを確認させていただきます。

【お願い】取引伝票が複数にわたるときは、**区分ごと(例:紙類は新聞紙〇kg、雑誌〇kg…等種別ごと)の回収量をまとめた内訳書(様式は任意)等**を添付してください。また、振込時の口座誤りが生じないよう、**口座番号・名義が確認できる書類(通帳の写しなど)**もできる限り添付してください。



**※市民の利便性の向上のためパソコン・スマートフォンによるオンライン申請が可能になりました。**

(「団体登録変更届出書」と「奨励金交付申請書」のみ令和4年10月1日～導入) 詳細は問い合わせ先へ。

■**問い合わせ先** 深谷市役所 環境水道部 環境衛生課 電話048-578-7332